

[事案 2022-65] 新契約無効請求

・令和5年2月2日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2022-64]の申立人代表者の配偶者である。

<事案の概要>

募集人と無面談であること等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年11月に代理店を通じて法人（法人代表者は配偶者）が契約し、平成30年1月に自分へ契約者変更をした医療保険について、以下等の理由により、契約を無効として、既払込保険料と解約返戻金額の差額を返還してほしい。

- (1) 契約締結時、被保険者としての同意はしたものの、法人の顧問税理士事務所にて被保険者欄の署名をしたにすぎず、募集人との面談や本契約の説明を受けていない。
- (2) 契約者変更の際も、募集人とは面談しておらず、説明もされていない。
- (3) 法人およびその関係者と保険会社との間で、多数の保険契約が締結されている。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約締結時、募集人は被保険者である申立人とは面談していないものの、法人代表者に依頼して同意を得ている。
- (2) 契約者変更手続は適切に行われている。
- (3) 当社は、契約毎に適切に募集を行っており、保険種類や保障内容に重複はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人代理人、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人と無面談であること等を理由とした契約の無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。